

第3章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

第25 パッケージ型消火設備

I 概要

1 構成

パッケージ型消火設備とは、屋内消火栓設備の代替として設置することができる設備であり、人によりホースを延長し、ノズルから消火剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備で、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等及びこれらを収納する格納箱で構成されている。

2 用語の意義

- （１） 格納箱とは、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火剤貯蔵容器、起動装置及び加圧用ガス容器等を収納した箱をいう。
- （２） 避難口とは、省令第28条の3第3項第1号に定める出入口をいい、同号ハ中括弧書きで除かれている出入口を含む。

Ⅱ 細目

1 機器★

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。

2 設置要件

「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示 12 号。以下「12 号告示」という。）第 3 の規定によるほか、次の（１）及び（２）に適合する場所であること。

- （１） 12 号告示第 3 に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所は、「火災の際、煙が有効に排除でき、安全に初期消火を行うことができるとともに、避難時には主要な避難口を容易に見とおすことができ、又は当該開口部から避難できる場所」とする。◆①
- （２） 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室及び指定可燃物貯蔵・取扱所その他これらに類するものでない場所であること。◆②

3 設置場所★

設置場所は、12 号告示第 4 第 1 号から第 4 号までの規定によるほか、次によること。

- （１） 廊下、通路又は階段付近等で多数の者の目にふれやすく、すみやかに操作ができる場所に設けること。
- （２） パッケージ型消火設備の設置位置は、各階の区画の状況、什器・荷物のレイアウト計画及び規模等により歩行距離で有効に消火できるよう配置すること。この場合歩行距離の有効長さは、設置される格納箱に収容されているホースの長さとする。
- （３） 主要構造部が耐火構造である防火対象物の階のうち、エレベーター機械室、ポンプ室、受水槽室その他これらに類する用途のみが存する階で、直上階又は直下階のパッケージ型消火設備により有効に注水することができる場合にあっては、当該階にパッケージ型消火設備を設置しないことができる。

4 灯火及び標識等★

灯火及び標識等は 12 号告示第 4 第 5 号の規定によるほか、次によること。

- （１） 赤色の灯火は、取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できるように設けること。
- （２） パッケージ型消火設備の格納箱に、自動火災報知設備の発信機及び表示灯を設ける場合は、赤色の灯火を設けないことができる。
- （３） パッケージ型消火設備の格納箱の扉面の裏面には、操作の各手順を図示するとともに、簡略な説明文等示す表示シールを貼付すること。
- （４） パッケージ型消火設備の格納箱には、当該パッケージ型消火設備が防護する範囲

を明示した階の見取図を設けること。この場合、パッケージ型消火設備が防護する範囲とは、設置される格納箱に収容されているホースの長さにより、有効に消火できる範囲をいうものであること。

- ◆①「消防法施行規則の一部改正等に係る執務資料の送付について」（平成 16 年 12 月 24 日 消防予第 258 号 問 12)
- ◆②「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成 10 年 5 月 1 日消防予第 67 号 問 8)